平成２３年（フ）第２３５号
福井県鯖江市鳥羽３丁目２番15号
債務者　有限会社ダブル・アイ企画
代表者取締役　岩田　　博
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　円居愛一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後１時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
埼玉県川越市大字木野目1345番地２
債務者　有限会社栄美装
代表者代表取締役　椿内　光弘
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１３６７号
静岡県静岡市葵区産女1022番地
債務者　株式会社シノハラ
代表者代表取締役　篠原　幹夫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３４号
さいたま市浦和区常盤10丁目９番10号
債務者　有限会社ヨコヤマゼネレーション
代表者取締役　横山　則男
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２１号
京都市南区吉祥院新田弐ノ段町105番地の１
債務者　第一染織シーエム株式会社
代表者代表取締役　山崎　福美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神子　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７６号
札幌市白石区東札幌５条２丁目１番23
債務者　株式会社オーツー・ジャパン
代表者代表取締役　鵜野　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨岡　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７１号
埼玉県鶴ヶ島市新町４丁目４番地14
債務者　特定非営利活動法人鶴ヶ島ひまわり福祉会
代表者清算人　岡野　公一
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午後１時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２３２号
福岡県久留米市山本町耳納236番地の１
債務者　東洋建材株式会社
代表者代表取締役　国武　秀則
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７２９号
名古屋市昭和区川名町４丁目35番地
債務者　水谷金網工業株式会社
代表者代表取締役　水谷三紀男
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時25分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７０号
横浜市保土ケ谷区坂本町102番地５磯辺ビル201
債務者　マルタカ横浜株式会社
代表者代表取締役　和泉　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　英信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５０号
広島市東区福田８丁目14番19号
債務者　有限会社中央技建
代表者代表取締役　藤田　勝之
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１７号
新潟県佐渡市金丸494番地１
債務者　後藤　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年11月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第１８号
新潟県佐渡市金丸494番地１
債務者　後藤千代子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　貴子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年11月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市玉島２丁目９番39号
債務者　川相　由夫
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　朝治
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市玉島２丁目９番39号
債務者　川相　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　朝治
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目10番地２　ブルックパレスＣ棟202号室
債務者　清水　道弘
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　敦
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部